

随意契約理由書

1 案件名称 別紙1のとおり

2 契約の相手方 別紙1のとおり

3 隨意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、平成16年度から3箇所（うち1箇所は移管）、平成17年度から4箇所（うち3箇所は移管）、平成18年度から4箇所（うち2箇所は移管）、平成19年度から5箇所（うち3箇所は移管）、平成20年度から5箇所（うち2箇所は移管）、平成22年度から6箇所（うち3箇所は移管）、平成23年度から8箇所（うち3箇所は移管）、平成24年度から9箇所（うち3箇所は移管）、平成25年度から4箇所（うち1箇所は移管）、平成29年度から1箇所（うち1箇所は移管）、令和元年度から1箇所（うち1箇所は移管）、令和3年度から3箇所の市立保育所の運営を民間委託している。（これまでの運営委託件数：53、民間委託からの民間移管：23）

（1）平成21年度までの民間委託にかかる特名理由

平成21年度までの民間委託については、入所児童やその保護者の不安の解消を図るために、保育サービスを継続的に安定して供給できるとともに、本市と密接に連携して従前の保育内容を継続できることが必要であり、本市において多数の保育所を運営している実績や本市との社会福祉業務にかかる連携の実績がある等の条件を満たす社会福祉法人を運営委託先とすることが最も適切であると判断し、これを満たす社会福祉法人として、「みおつくし福祉会」並びに「なみはや福祉会」と特名随意契約により運営を委託してきたところである。

平成22年度からの民間委託にあたっては、「大阪市立保育所の民間委託の実施にあたって（民間委託新実施基準）」を策定し、新たな基準のもと、民間委託の推進を図っているところであるが、両法人とも、大阪府内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人であるとともに、これまでの受託期間において、積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めつつ、保育の継続性や質の維持・向上に成果を上げるなど円滑な運営を行ってきたところであり、本市の新たな実施基準においても委託先とする法人であるといえる。

また、民間委託の実施にあたり、委託前に一定の引継ぎ期間を設け入念な保育の引継ぎを行うとともに、委託後においても、委託初年度の1年間、当該保育所に勤務していた本市職員を派遣し、次期所長予定者を副所長として国が定める配置基準に加えて配置するなど入念な引継ぎに努めてきたところであり、児童への影響を最小限のものとするためには、特段の問題がない限り、一定期間同一法人に委託するほうが望ましく、また、経費支出の面においても効率的であると判断されるところである。（新たな実施基準においても本市が実施する監査等において特に支障がなければ委託契約期間を順次更新することとなっている。）

以上のように、社会福祉法人みおつくし福祉会並びに社会福祉法人なみはや福祉会は、本市の求める要件をすべて満たすとともに、本市の社会福祉行政を熟知し、施設の運営に豊富な経験と知識を有しております、さらに、これまで支障なく市立保育所を円滑に運営してきたことから判断して、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）により特名で業務を委託する。

(2) 平成22年度からの民間委託にかかる特名理由

平成22年度以降、公募により民間委託した保育所については、委託開始前に公立保育所から委託先法人へ引継ぎを実施しているため、委託先法人を新たに公募した場合、引き継ぎにかかる費用を本市が負担しなければならず、また、児童への影響を考慮すると保育の継続性が求められることから、特段の問題のない限り、同一法人に委託することが合理的である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、別表委託先に特名で業務を委託する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 (TEL06-6208-7574)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央こども相談センター休日及び平日夜間電話教育相談事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 関西こども文化協会

3 隨意契約理由

本事業は、平日の昼間の電話教育相談を補完し、24時間対応できる電話相談体制を整備することを目的として、平日夜間及び休日の電話教育相談業務を事業者に委託するものである。この契約が令和3年3月末で期間を満了するため、令和3年4月1日から新規契約を締結するため入札を行ったが、事業者の資格が不足していたり、契約辞退が発生したりといった事情から、入札不調となった。

しかし、当該業務は、児童・生徒、保護者等の心理的ケアなどを行う上で、必要不可欠なものであるため、4月1日以降、新たに入札を行って契約手続を行うまでの間、現在業務委託中の事業者と特名随意契約により再契約することで対応せざるを得ないと考えている。

以上の理由から、再度入札を実施するための期間を確保できるよう、令和3年4月1日から8月末日までの間、現在の契約相手方である特定非営利活動法人関西こども文化協会と特名随意契約による委託契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども相談センター教育相談担当

(電話番号 06-4301-3181)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 家庭養護促進協会

3 隨意契約理由

(1) 業者選定理由

本事業においては、里親委託や養子縁組の業務の性質上、きわめて高度の専門性と実績を必要とし、こども相談センターと密接に連携して事業を行う必要がある。

公益社団法人家庭養護促進協会は、里親探し専門の民間の児童福祉団体であり、大阪府内において、法律に定める民間あっせん機関の許可を受け養子縁組斡旋・里親委託に取り組んでおり、こども相談センターとの連携機能を十分有している唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、本事業を公益社団法人家庭養護促進協会に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター里親子包括支援室

(電話番号 06-4301-3156)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 里親等相互交流支援事業

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 隨意契約理由

(1) 業者選定理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親のほとんどが会員となっている唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は当事者の立場から事業を実施できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当するため特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター里親子包括支援室

(電話番号 06-4301-3156)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度児童家庭支援センター運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社 理事長 長野 泰信

3 隨意契約理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成9年法律第74号)により、被虐待を始めとする様々な児童及び家庭について、市民からの相談等に応じる機関として児童家庭支援センターが創設された。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)において、児童虐待の早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童の迅速かつ適切な保護のため、関係機関及び民間団体との連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制整備に努めることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

このような状況を踏まえ、本市としても児童虐待対策の推進計画に基づき、児童相談所(こども相談センター)と連携する児童家庭支援センターを、平成13年4月1日付けで、社会福祉法人博愛社に対して設置認可を行ったところである。

平成13年以降、適正に運営されており、大阪市内における児童家庭支援センターの唯一の認可施設であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人博愛社と「児童家庭支援センター運営事業委託」を随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課(電話番号 06-6208-8032)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度産前・産後母子支援事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大念佛寺社会事業団

3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、特定妊婦等の心情に寄り添い、ニーズを的確に把握したうえで、関係機関と連携して当該特定妊婦等の最善の利益に資する支援を行うことが求められるため、実施施設においては、人的条件及び設備的条件はもちろんのこと、高度な専門的技術及び豊富な知識・経験を有していることが不可欠である。実施施設が有する知識や経験、ノウハウを活かした優れた提案を受け、より質の高い事業の実施を図るため、また安定した事業運営の確保の観点から令和2～3年度の事業継続を前提に、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定した。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、社会福祉法人 大念佛寺社会事業団は、本事業に取り組む高い意欲を有しているとともに、法人がもつ豊富な人材と幅広い実績を活かした事業展開が期待できると評価され、契約相手方として適格であるとのことであった。

また、本法人は、令和2年度、契約条項を遵守して安定した事業運営を行っており、他機関との連携も積極的に行われ、事業実績についても良好であることから、2年目にあたる令和3年度についても引き続き本法人に委託し実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 児童支援対策グループ
(電話番号 06-6208-8032)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育士・保育所等支援センター運営事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立保育連盟

3 隨意契約理由書

保育士・保育教諭を保育所・認定こども園等への就職に結びつけるにあたって、人材の発掘、資格併有支援・就職支援の内容、保育士と保育所・こども園のマッチング方法によってその成果は大きく変わってくる。

人材の発掘・開発・マッチングにかかる事業は、専門性が高く、職業紹介事業の許可を受けた事業者にノウハウが蓄積されているため、専門性・ノウハウを有している事業者に、上記委託業務にかかる仕様を提案してもらう方がより高い成果を得ることができることから、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、一般社団法人大阪市私立保育連盟が選定されたことから、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育企画課

(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 川田 長嗣

3 隨意契約理由書

本業務は、障がいのある子どもに対しては、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、障がいの多様性を十分認識したうえで、生活面での特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する早期対応が求められている。これらの障がいを背景として、学齢期に不適応を起こす子どもも少なくない状況にあり、幼児期のうちに保護者や幼稚園教諭などが、子どもの特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切である。年々変化する私立幼稚園の現状や課題及び保護者等の利用者ニーズを把握した高い専門性やノウハウ（特別支援対応、幼児保健、幼児教育等）が蓄積された事業者の提案を取り入れる事により、より効果的に適切な助言・指導、地域で子育て中の保護者等の子育てに関する負担感・不安感を解消することができるものであり、また、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会の評価点が基準点より高く、契約相手方として適当であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 川田 長嗣

3 隨意契約理由書

保育・幼児教育センターでは、幼児教育の振興・充実のために、幼稚園等の人的・物的教育機能等の向上を図り、積極的に活用を行うという観点から、必要かつ効果的な研修を実施している。

大阪市内の幼稚園等（私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園）については、幼児の発達や連続性を踏まえた幼児教育を展開しているが、教員等の入れ替わりが多く、専門性の高い人材の育成が求められている。

このような状況を踏まえ、幼児教育の専門性を磨く研修（特別支援、保健衛生等）や組織強化を目的とした研修（安全管理等）をより効果的に実施する必要があり、年々、変わる幼稚園等の現状や課題を把握した高い専門性やノウハウが蓄積された事業者の提案を取り入れ、人材育成に対するより高い成果を得るために、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会の評価点が基準点よりも高く、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市保育園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟

3 隨意契約理由

「大阪市保育園調査研究事業」は、就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の民間が運営する保育園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業であり、市内の保育園が有する教育・保育機関に関する知識や、各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

令和3年度については、保育園の規模や事業形態に応じて5つの区分を設定し、市内の民間保育園全園から調査研究を実施したい園を募り、応募園の中から、大阪市が研究テーマやその内容など優れた提案を選定して、調査研究を実施することとしている。

本市が求める要件を備えた事業実施園の募集を行い、保育園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起とその解決に向けた研究を行うためには、本市の保育園をとりまく状況を広く把握し、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

大阪市私立保育連盟は、昭和31年に設立され、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、団体の活動として民間保育園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体である。

各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、保育に関する制度や保育をとりまく現状を熟知する団体を通じて調査研究を行うことが、必要である。また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、加盟していない保育園も含めた事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認定こども園等調査研究事業委託（概算契約）

2 隨意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園等の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会へ加入している認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園等に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、市内の私立幼稚園等相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市幼稚園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立幼稚園連合会 会長 川田 長嗣

3 隨意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と業務委託契約を締結することにより、事務作業の効率化を図ることができ、また、本事業が円滑に実施されるよう委託契約を行うことで、私立幼稚園の独自性を生かした各種研究研修事業が実施できるとともに、公私立幼稚園全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進していくことができる団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会との間において当委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認定こども園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長 近藤 遼

3 隨意契約理由

「大阪市認定こども園調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

一方、本市の認定こども園は、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会もしくは一般社団法人大阪市私立保育連盟のいずれかに必ず加盟しているが、このような団体はこの2法人しか存在しない。

当事業は、一般社団法人大阪市私立保育連盟へ加入している認定こども園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、昭和31年に設立され、団体の活動として民間保育園・認定こども園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園・認定こども園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府助産師会
大阪市天王寺区細工谷1-1-5
会長 保元 明子

3 随意契約理由書

本事業は、市立中学校に在籍する生徒等を対象とし、性の問題をはじめとする思春期特有の医学的問題等の相談に応じるとともに、生命の尊さ、子育てに対する自覚及びお互いの性への理解を促す思春期健康教育を行うことにより、将来の結婚生活や妊娠・出産・子育てに重大な影響を与える思春期の男女の心身の健康保持増進に資することを目的としている。本事業は、専門職の見識から市立中学生を対象に講演等を行うものであることから、事業実施者の選定に関しては価格競争ではなく事業内容を審査する公募型プロポーザル方式のほうが適切であり、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行い、一般社団法人大阪府助産師会を委託事業者として選定した。

一般社団法人大阪府助産師会は、専門性のある人材が確保されており、これまでの実績からも安定した事業運営が期待できる。また、実施予定校との事前の打合せを周到に実施している点等から事業の充実が期待できるため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）
(電話番号 06-6208-9967)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「中央」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 四恩学園

3 随意契約理由

フォスタリング業務の目的は、「より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること」、「さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進すること」で、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。（「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」より）。

このため、本事業の委託先には、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等が要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域の資源を活かして、より効果的な実施内容・実施手法を企画・遂行できる事業者に委託する必要があることから、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式により事業者を募集した。

事業実施区域「中央」に応募のあった上記法人の企画提案内容について、「大阪市フォスタリング業務委託事業者選定会議」において審査を行い、別添「選定結果について」とおり委託先として適当と認める審査結果が出された。

この結果を受け、委託先として選定し、上記法人と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター里親子包括支援室
(電話番号 06-4301-3156)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「北部」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社

3 隨意契約理由

フォスタリング業務の目的は、「より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること」、「さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進すること」で、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。
（「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」より）。

このため、本事業の委託先には、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等が要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域の資源を活かして、より効果的な実施内容・実施手法を企画・遂行できる事業者に委託する必要があることから、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式により事業者を募集した。

事業実施区域「北部」に応募のあった上記法人の企画提案内容について、「大阪市フォスタリング業務委託事業者選定会議」において審査を行い、別添「選定結果について」とおり委託先として適当と認める審査結果が出された。

この結果を受け、委託先として選定し、上記法人と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター里親子包括支援室
(電話番号 06-4301-3156)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「南部」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪福祉事業財団

3 随意契約理由

フォスタリング業務の目的は、「より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること」、「さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進すること」で、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。
（「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」より）。

このため、本事業の委託先には、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等が要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域の資源を活かして、より効果的な実施内容・実施手法を企画・遂行できる事業者に委託する必要があることから、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式により事業者を募集した。

事業実施区域「南部」に応募のあった上記法人の企画提案内容について、「大阪市フォスタリング業務委託事業者選定会議」において審査を行い、別添「選定結果について」とおり委託先として適当と認める審査結果が出された。

この結果を受け、委託先として選定し、上記法人と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター里親子包括支援室
(電話番号 06-4301-3156)

随意契約理由書

1 契約案件名

令和3年度 離婚・養育費に関する無料専門相談業務委託

2 契約相手方

大阪弁護士会 会長 田中 宏

3 隨意契約理由

本事業は、離婚・養育費に関する法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、一定数の弁護士を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

一方、大阪弁護士会は、弁護士法第31条第2項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体で大阪を所管する唯一の団体であり、弁護士紹介制度を無料で実施しており、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングし、弁護士の紹介を実施するというノウハウを有している。

また、大阪弁護士会は大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入しており、不測の事態にも安定的に対応できる唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

本事業の履行にあたっては、一定数の弁護士を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要があり、確実に遂行するためには、大阪を主要な活動地域としている4000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当である。

また、本事業について相談案件によっては継続相談が見込まれることになり、その受託による利益を目的とした不適切な入札を招きかねない懸念が生じる。しかしながら、大阪弁護士会は法律相談に赴く担当弁護士が継続的な法律相談受任を直接行わない体制を構築しており、受託利益を想定した不適切な法律相談が排除できる。よって、弁護士法第31条第2項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体であり、大阪を所管する大阪弁護士会に委託することで公共性や公平性などが担保できるため

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話： 06 -6208 -8034 ）

随意契約理由書

1 案件名称

南大江保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部
執行役員 近畿統括本部長 杉山 健一

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8125)

随意契約理由書

1 案件名称

森小路保育所ほか2か所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 成瀬 友章

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8125)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉第1保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社 大阪支店
支店長 森田 直樹

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8125)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務（概算契約）

2 契約の相手方

リボーン債権回収株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、母子父子寡婦貸付金についての債権回収業務を行うものであり、令和元年度に公募型指名競争入札にて上記事業者に業者決定したものである。

回収が困難な債権については、調査や納付交渉に時間がかかるため、実際に支払いにたどり着くまで相当の期間を要し、その後分割で支払いが始まる。分割支払い中においても完済に至るまで継続して納付催促する必要があり、毎年事業者が変更された場合、年度当初から安定的な役務の提供を行うことが困難となることが考えられる。

このようなことから、本契約については当初の公募条件として、事業の趣旨・目的が適切に実現され、安定的かつ十分な実績が認められた場合については、2回（令和4年度）を限度に特名随意契約を行うことができることとしており、業者資格審査委員会においても承認されている。

本契約についてこれまでの履行に関して安定的事業運営が認められ、かつ十分な実績を有していることから、本事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8035）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度あいりん児童健全育成事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 隨意契約理由

あいりん児童健全育成事業は、あいりん地域及びその周辺に居住する18歳までの児童及びその保護者を対象とし、児童に健全な遊びと活動の拠点を与える、必要な相談援助を行うことにより、児童の健全育成に寄与することを目的として実施している。あいりん地域及びその周辺においては傷病や労働状況など様々な問題を抱える保護者も多く、受託事業者は、不適切な環境で放任されている児童への自主性、社会性等を育むための遊びや生活指導を行うことが必要となる。また、地域特性や家庭環境などを踏まえて、相談業務を行うとともに、問題を抱えながら自発的に支援を求めることが困難な保護者も多いため、地域の巡回や家庭訪問による支援も必要となる。さらに、地域の関係機関との連携を図るなどの支援体制の構築も必要である。

以上のことから、児童福祉、児童虐待などの専門的な視点から、児童の健全育成のための支援及びその家庭への援助方法、地域の他機関との連携などにおいて、民間事業者の手法や提案を取り入れ、あいりん地域における児童の健全育成を一層充実させることが必要である。そのため、児童福祉、児童虐待など、専門的な知識を有する複数の外部有識者による議論・意見交換を経て事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行った。

「社会福祉法人 石井記念愛染園」は、これに応募し、あいりん地域とその周辺の実情を把握し、さまざまな課題のある児童や保護者への個別支援について法人内の別事業や地域とも連携しながら事業を進めてきた実績があり、今後も適切な事業運営が期待できるとの外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当法人と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-7981)

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立天王寺保育所引継ぎ・共同保育業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人種の会

3 隨意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図るため、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため引継ぎ・共同保育を行うものである。

上記法人については、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、移管先法人に選定されたものである。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者に対し、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であり、本件業務委託については、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して委託を行うものである。

上記の理由により地方自治法施行令第167号の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課（電話番号 06-6208-7574）

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において付議済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立高松保育所引継ぎ・共同保育業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人鶴舟会

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図るため、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため引継ぎ・共同保育を行うものである。

上記法人については、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、移管先法人に選定されたものである。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者に対し、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であり、本件業務委託については、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して委託を行うものである。

上記の理由により地方自治法施行令第167号の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課（電話番号 06-6208-7574）

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において付議済み

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（A）《概算契約》

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 隨意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題について的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

事業委託予定期間については、公募選定された事業者が、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているが、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（B）《概算契約》

2 契約の相手方

株式会社セリオ

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題について的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

事業委託予定期間については、公募選定された事業者が、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているが、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（C）《概算契約》

2 契約の相手方

緑・ええまち共同企業体

3 隨意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題について的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

事業委託予定期間については、公募選定された事業者が、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているが、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（D）《概算契約》

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会・いたかの地域活動協議会・
新庄地域活動協議会・西淡路地域社会福祉協議会児童いきいき放課後事業共同体

3 隨意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題について的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

事業委託予定期間については、公募選定された事業者が、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているが、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
(電話番号 06-6208-8162)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市保育施設等職員研修事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立保育連盟

3 隨意契約理由

現在、保育現場においては、子どもや保護者への適切な対応に苦慮する事案の増加、市民からの苦情の増加、ケガや誤食等の事故の増加など、様々な問題が発生している。このような実態から、人権保育を土台とした子どもや保護者への関わりや相談業務、児童虐待の早期発見、事故予防・安全管理についての基礎的知識から専門的な知識を含む幅広い研修実施が求められている。

本市では、保育施設等の職員を対象に保育の専門性を磨く研修を実施し、保育施設等職員の資質の向上を図るとともに、リーダー的立場の職員に対し、組織強化を目的とした効果的な研修を実施している。

そのため予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、本業務は、その業務の性質及び目的が競争入札に適さないものといえるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そこで学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人 大阪市私立保育連盟は、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人 大阪市私立保育連盟と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0177）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度副本管理支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

副本管理支援システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期の復旧作業にあたっては、プログラムの仕様を細部まで理解している本システムの開発元である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西でなければ対応ができない。

また、本システムの運用において、システム自体は中間サーバ接続端末上に配置され、システムが使用・生成するファイルは中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバ内に格納されることになるが、中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバは本市業務システムの統合基盤上に構成されていることから、環境設定等については統合基盤の保守業者である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西が受託している。統合基盤環境下の保守業務にあたっては環境設定への影響がないことを確認しなければならず、環境設定そのものを熟知していることが望ましい。

以上の要件を勘案し、副本管理支援システム保守支援業務委託を受託できる事業者は（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に存在しないため、随意契約により業務委託契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ

（電話番号 06-6208-8034）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 保健支援センター

代表取締役 小池 美千代

3 隨意契約理由書

本業務は、近年、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められており、保育現場においても、園長、主任保育士等の下で、初任後から中堅までの保育士の専門性の向上を図ることが重要となってきている中、本市においても、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に当該事業を実施するものである。

保育士等は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修機会を充実することによって、目標をもってその専門性の向上に取り組めるようにすることが重要となっている。そこで保育所等のリーダー的役割を担う職員の育成を行うため、保育現場の専門的な対応が求められる分野に関する研修を実施することが必要である。

そのため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、本業務は、その業務の性質及び目的が競争入札に適さないものといえるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そこで学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社保健支援センターは、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社保健支援センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央こども相談センター昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

昇降機設備については、建築基準法並びに関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1ヶ月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。

したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である日本オーチス・エレベータ株式会社に特名随意契約により委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 包括的審議

令和3年3月18日開催の契約事務審査会において審議・決定済み

6 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター 管理グループ
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度地域こども体験学習事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

理事長 小倉 健宏

3 隨意契約理由書

本事業は、地域のこどもの健全育成に関わる活動を行う大人が自立して自らの力でこどもに体験学習の機会を提供できるよう支援すること目的に実施している。

地域でこども育成に関わる活動を行う大人及びその大人から指導を受けるこどもが、自然体験、社会体験、文化体験など、さまざまな体験活動や指導プログラムに取り組み、多様なニーズに応じてより効果的な事業内容で実施するためには、毎年、事業内容を工夫して実施する必要がある。また、地域での体験活動の取組を一層活性化するためにも、当該事業と同種事業の企画・運営を実施する実績のある団体や事業者等からのより工夫した内容の提案を取り入れることにより、より一層の効果的な事業実施ができるため、委託事業者の選定手法は、公募型プロポーザル方式を採用した。

契約の相手方については、学識経験者等の委員で構成される地域こども体験学習事業委託事業者選定会議にて意見を聴取し、本市が提示した企画提案仕様書に対する記載内容が具体的であり、効率性、利便性、実効性の高い内容であるとの審査の結果を受け決定した。

また、本市としても当該事業者の企画提案を採用することが適当であると判断したため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

子ども会活動の推進事業委託

2 契約の相手方

大阪市子ども会育成連合協議会

3 隨意契約理由書

本事業は、次代を担うこどもたちの健全な仲間づくりを進め、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、地域の大人たちとのつながりを強化し、こどもたちが生き抜いていく力を身につけることを目的に実施するものである。そのために、家庭、学校はもとより、こどもたちに身近な各区や地域単位をベースに青少年健全育成活動の促進を行う。

こどもの心身の成長のためには、文化・スポーツ振興活動等の地域活動を実施し、豊かな情操や、体力、たくましい精神を養うことが必要で、その各種地域活動を実施する際には、指導者・育成者の役割も非常に重要で、その役割を果たすことができるよう実技研修等を行い人材育成や資質の向上に努めることが求められる。さらに、地域活動の発表の場および他地域の活動内容の持ちかえりの場として、全市のこどもを対象に市全体での文化祭を行い、実践を通じた活動を行うことで、育成力の向上が期待され、参加したこどもたちが主体的に楽しみ、地域以外のこどもとの交流を通じて自己実現をめざすことができる。これらの事業を単体で実施するよりも一体的に実施することで相乗効果が発揮され、より効果的な事業実施が可能となる。

これらの事業運営は地域を基盤にして実施することが不可欠であるが、市内全域にわたって地域単位で組織され、これらの活動を行っているのは、町会や班単位で組織されている各区および各区単位子ども会活動である。現在、大阪市内で483の単位子ども会が組織されている。こどもを取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども会活動を活用することで、地域のこどもたちが抱える課題を的確に把握し、それらの課題に沿った実践的な取り組みが可能であり、最も事業効果が期待できる。また、市全体での文化祭を実施するためには、各区および各単位子ども会が加入し、統一的に組織され日頃から各区子ども会と連絡協調をして活動している大阪市子ども会育成連合協議会へ委託することが最適である。

大阪市子ども会育成連合協議会は、文部科学省の社会教育関係団体である公益社団法人全国子ども会連合会に加盟しており、区レベルで連合体を組織し、子ども会活動を通じて青少年の健全育成を進めている唯一の団体である。

よって、大阪市内全域に亘る強力なネットワークを介して、傘下の子ども会組織と密に連携をとることで、事業を円滑かつ効果的に運営することができる。本事業を本市の目的に即して行える団体は大阪市子ども会育成連合協議会以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ (電話番号 06-6208-8158)

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」(つどいの広場 浅香東)

2 契約の相手方

社会福祉法人 堀あかり会

3 隨意契約理由

地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」(つどいの広場 浅香東)の実施場所である浅香東保育園(もと大阪市立浅香東保育所(以下、「浅香東保育所」という。))については、本市施策である「公立保育所の民営化」における建替移管として、平成29年6月に移管先法人による施設の建設と民間移管を公表するとともに移管先法人を公募し、外部委員による「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」での審査を経て、平成29年12月に社会福祉法人堀あかり会が移管先法人として選定され、令和元年12月に移管が完了し、同法人が運営している。

公募にあたっては、浅香東保育所で実施していた本事業の継続的な実施を条件としていることから、移管先法人において施設建設の際には、本事業にかかる設備の整備を行い、本事業の運営を引き継ぎ、当該地域の子育て親子のニーズに配慮した事業を展開していることから、本事業を安定的かつ継続的に実施するには、引き続き上記相手方に委託することが望ましく、上記相手方との契約特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者拠点委託事業者一覧」

（「実施形態」＝「一般型（センター型）」、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 隨意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の実施に加えて、子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等や重点的な支援が必要な家庭の訪問など、関係機関との連携・協力による地域活動支援を実施することを目的とする。

別紙に記載の法人は、事業開始当初から本事業を受託し、実施している実績があり、本事業についてのノウハウを有しており、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本業務を遂行することができるため、特名随意契約を行ってきた。

現行の17施設については、地域の子育て親子のニーズを把握しているとともに、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、本事業を引き続き、17施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与することから、上記相手方との契約は特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型（ひろば型）」

2 契約の相手方

「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」

（「実施形態」 = 「一般型（ひろば型）」、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 隨意契約理由

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭と地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。本市では、次代の大坂を担うすべての子どもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、子どもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することをめざし、「子ども・子育て支援計画（第2期）」を策定し、各種子育て支援事業を実施しているところである。

その一環として、本市が実施主体となり、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などをを行う場を身近な地域に設置することにより、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

本事業は、「子ども・子育て支援計画（第2期）」により、令和6年度までに138か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設数を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

そのため、令和2年度まで本事業を実施してきた施設のうち51施設（「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧（「一般型（ひろば型）」・「継続特名」参照）」）について、令和3年度の事業継続を前提とした公募において選定され事業者であり、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本事業を遂行することができる。

また、令和3年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された4施設（「別紙 地域子育て支援拠点事業 委託事業者一覧」（「一般型（ひろば型）」・「公募型プロポーザル」））については、これまで子育て支援事業に取り組んできた経験と実績があり、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することができる。

以上の理由により、上記相手方との契約は特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課